

岐阜県離婚前後親に関する公正証書等による債務名義の取得支援補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、離婚前後の親家庭の養育費の支払いに関する取り決めの促進及び継続した支払いの確保を図るため、離婚を考える父母等が公正証書等による債務名義の取得支援をするために必要な経費に対し、予算の範囲内で、離婚前後親に関する公正証書等による債務名義の取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、岐阜県内町村に住所を有する離婚を考える父母、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子又は配偶者のない男子であつて、現に20歳に満たない者を扶養しているものをいう。）、離婚後において子どもと別居している親及び寡婦とする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者となることができない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が事業の経営又は運営に実質的に関与している場合における当該事業を営む者
- (3) 使用人が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している者
- (4) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している者（使用人がこの行為を行っている場合における当該使用人を使用し、又は雇用している者を含む。）
- (5) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者（使用人がこれらの行為を行っている場合における当該使用人を使用し、又は雇用している者を含む。）
- (6) 理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者（使用人がこの関係を有する場合における当該使用人を使用し、又は雇用している者を含む。）
- (7) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している者（使用人がこの行為を行っている場合における当該使用人を使用し、又は雇用している者を含む。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取決めに要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公正証書の作成に係る公証人手数料（公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定める手数料）
- (2) 家庭裁判所に対する調停の申立て又は訴訟に要する収入印紙に係る費用
- (3) 公証役場又は家庭裁判所に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用
- (4) 公証役場又は家庭裁判所に提出する郵便切手に係る費用

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額（その額が2万円を超えるときは、2万円）とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公正証書等の債務名義を取得した日から6月以内に、知事に対して、様式第1号に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 申請者及び補助対象経費に係る児童の戸籍の謄本又は抄本
- (2) 申請者の世帯の全員の住民票の写し
- (3) 申請者が補助対象経費を負担したことが確認できる領収書等の写し
- (4) 補助対象経費に係る公正証書等の債務名義の内容が確認できる書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 知事は、申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否の決定をしなければならない。

- 2 知事は、補助金の交付を決定したときは、様式第2号により申請者へ通知するものとする。
- 3 知事は、補助金を交付をしないこととした場合には、様式第3号により申請者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、様式第4号により、申し出なければならない。

- 2 規則第8条第1項に規定する補助金の交付の申請の取下げができる期間の終期は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

（実績報告）

第9条 補助事業に係る実績報告は、第6条の規定による交付申請をもって代えるものとする。

（補助金の交付時期）

第10条 補助金は、第7条の規定による交付決定後に交付する。

（書類、帳簿等の整備）

第11条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以後に取得した公正証書等の債務名義に係る補助対象経費から適用する。

年 月 日

岐阜県知事

申請者 住 所 _____
氏名（自署） _____
電話番号 _____

岐阜県離婚前後親に関する公正証書等による債務名義の取得支援補助金交付申請（請求）書

岐阜県離婚前後親に関する公正証書等による債務名義の取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額
金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 申請者及び補助対象経費に係る児童の戸籍の謄本又は抄本
- (2) 申請者の世帯の全員の住民票の写し
- (3) 申請者が補助対象経費を負担したことが確認できる領収書等の写し
- (4) 補助対象経費に係る公正証書等の債務名義の内容が確認できる書類の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の振込口座

金融機関名								
支店名								
口座番号（右詰めで記入してください。）	普通							
口座名義（カタカナ）								

※ 振込先は、申請者の普通預金の口座を記入してください。

様

岐阜県知事

岐阜県離婚前後親に関する公正証書等による債務名義の取得支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった岐阜県離婚前後親に関する公正証書等による債務名義の取得支援補助金（以下「補助金」という。）については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付する補助金の額

金 _____ 円

2 交付予定時期は次のとおりとする。

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

様式第3号（第7条関係）

岐阜県第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

岐阜県離婚前後親に関する公正証書等による債務名義の取得支援補助金
不交付決定通知書

年 月 日付で交付の申請のあった岐阜県離婚前後親に関する公正証書等による債務名義の取得支援補助金については、次の理由から交付しないことに決定したので通知します。

記

交付しない理由

年 月 日

岐阜県離婚前後親に関する公正証書等による債務名義の取得支援補助金交付申請取下書

岐阜県知事

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった岐阜県離婚前後親に関する公正証書等による債務名義の取得支援補助金については、申請を取り下げます。

記

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 取下げの理由